

高圧ガス保安法

に基づく事務が 始まりました

— 名古屋市消防局 —



平成 30 年 4 月 1 日から



「平成 30 年 4 月 1 日からの名古屋市域における事務の窓口は？」



名古屋市消防局が窓口



高圧ガスの 製造、貯蔵、販売、消費、容器検査所等に係る
許可、届出、報告、検査等に関する事務

消防署での受付はできません。窓口は市役所内消防局予防部規制課保安係のみです。ご注意ください。



引き続き**愛知県**が窓口



高圧ガス製造保安責任者免状等に関する事務

地方分権改革による法改正に伴い、平成 30 年 4 月 1 日から名古屋市において「高圧ガス保安法」に基づく事務が始まりました。

一部の事務を除き、「名古屋市域」における同法令に基づく申請・届出や相談の窓口が、「愛知県」から「名古屋市」に変わりました。

※ご注意ください!!

名古屋市における申請手数料は**現金**での納付となります。

愛知県収入証紙は使用できません。

お問い合わせ先 **名古屋市消防局 予防部規制課**

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号（名古屋市役所本庁舎 1 階）

TEL 052-972-3553（保安係） FAX 052-972-4196

受付時間：8 時 45 分から 17 時 30 分 ※土日祝日除く



申請や届出の準備は 名古屋市公式ウェブサイトで

名古屋市公式ウェブサイトでは、高圧ガス保安法に関する申請書・届出書等の様式をダウンロードすることができます。

また、手数料の一覧表も掲載していますので参考としてください。

名古屋市公式ウェブサイトトップページ ▶ 暮らしの情報 ▶ 届出と証明 ▶ 申請書・届出書ダウンロード ▶ 防災・交通安全関係 ▶ 高圧ガス

こんな場合はウェブサイトをチェック！

- ・ **製造** 製造のための施設の設置・変更に係る申請・届出、保安統括者等の選解任、事業承継、保安検査・完成検査の申請、危害予防規程の制定・変更、廃止 等
- ・ **貯蔵** 貯蔵所の設置・変更に係る申請・届出、第1種貯蔵所の承継、廃止 等
- ・ **販売** 販売事業の開始、販売主任者の選解任、販売に係るガスの種類変更、廃止 等
- ・ **特定高圧ガス消費** 特定高圧ガス消費の開始、消費施設の変更、取扱主任者の選解任、廃止 等
- ・ **輸入** 輸入検査の申請
- ・ **容器検査所** 容器検査所の登録・更新、容器検査主任者の選解任、廃止 等
- ・ **その他** 事業所の名称・所在地の変更 等

液化石油ガス法※に係る事務の一部も 始まりました



愛知県事務処理特例条例により、平成30年4月1日から名古屋市域における液化石油ガス法に係る以下の届出については名古屋市消防局規制課保安係が窓口となりました。

- ① 液化石油ガス設備工事届
- ② 特定液化石油ガス設備工事事業開始届
- ③ 特定液化石油ガス設備工事事業変更届
- ④ 特定液化石油ガス設備工事事業廃止届

届出やお問い合わせは裏面のお問い合わせ先までお願いします。

上記の届出に係る様式も名古屋市公式ウェブサイトでダウンロードすることができます。

※液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律